

金融監督庁は、保険会社に係る検査マニュアルを整備するため、下記のとおり、検査部内に「保険検査マニュアルWG（ワーキンググループ）」を設置し検討を開始することとした。

記

1. 保険会社に係る検査マニュアル整備の趣旨

保険会社に係る検査マニュアルを整備・公表することにより、金融監督庁の検査監督機能の一層の向上を図るとともに、保険会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資することとする。

2. 「保険検査マニュアルWG」の設置

保険会社に係る検査マニュアルの整備に向けて実務的な検討を行うため、検査部内に検査部、監督部及び企画課職員等からなる「保険検査マニュアルWG」を設置する。なお、本WGのメンバーには当庁職員となっている商法学者や公認会計士が参加するほか、大蔵省金融企画局職員もオブザーバーで参加する予定である。

3. 今後の進め方

本WGでは、生損保業界、アクチュアリー、公認会計士、IAIS（保険監督者国際機構）事務局、学識経験者等からのヒアリング等を行った上で、預金等受入金融機関に係る検査マニュアル策定の際に蓄積されたノウハウ、保険会社に対する集中検査の経験及び各界の意見等を踏まえ、来春を目途に保険会社に係る検査マニュアルの原案をとりまとめ、パブリックコメントに付する予定である。

* 平成 11 年 11 月 2 日 発表、ホームページ掲載

資料 23 - 1 - 2 保険会社に係る検査マニュアル(案)について

(保険検査マニュアルワーキング・グループとりまとめ)

金融監督庁では、検査官が保険会社を検査する際の手引き書(マニュアル)を整備するため、昨年11月、検査部内に「保険検査マニュアルワーキング・グループ」を設置し、過去13回におよぶ検討を行ってきたところですが、本日、その成果として、具体的なマニュアル案を内容とする「保険会社に係る検査マニュアル(案)」がとりまとめられました。

今後、当局において、「保険会社に係る検査マニュアル(案)」に基づき、さらに具体化に向けての作業を進め、保険会社に係る検査マニュアルを検査官宛の通達として発出することとしておりますが、それに先立ち、「保険会社に係る検査マニュアル(案)」の内容を公表(概要及び詳細は別添参照)し、外部のご意見をお伺いすることといたしました。

つきましては、ご意見がありましたら、平成12年5月25日(木)までに、氏名又は名称、住所を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せ下さい。電話等によるご意見はご遠慮願います。

なお、頂戴したご意見につきましては、氏名又は名称も含めて公表させて頂くことがありますので、あらかじめご了承願います。

ご意見の送付先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

金融監督庁検査部審査業務課

F A X : 03-3506-6119

HPアドレス: <http://www.fsa.go.jp/>

保険会社に係る検査マニュアル（案）の概要 （保険検査マニュアルワーキング・グループとりまとめ）

金融監督庁においては、検査官が保険会社を検査する際の手引き書（マニュアル）を整備するため、昨年 11 月、検査部内に「保険検査マニュアルワーキング・グループ」を設置し、検討を進めてきたところであるが、今般、その成果として、具体的な保険会社に係る検査マニュアル（案）をとりまとめ、公表するに至った。

概要

1. 目的

保険会社に係る検査マニュアルを整備・公表することにより、金融監督庁の検査監督機能の一層の向上を図るとともに、保険会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する。

2. 基本的考え方

本検査マニュアル案の策定に当たっては、保険検査は保険会社自身における業務の健全性及び適切性の確保と、市場規律による監視を補強するためのものであるとの考え方を基本に、

自己管理型への転換（検査は、保険計理人を含む保険会社自身の内部管理と会計監査人等による厳正な外部監査を前提として、内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェックを中心とする）

リスク管理重視の検査への転換

に重点を置いている。また、グローバル・スタンダードを念頭に、保険監督者国際機構（IAIS）における議論等をも勘案している。

このような基本的考え方は、昨年策定した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」と同様であり、従ってチェックリストは預金等受入金融機関に係る検査マニュアルを基に、保険会社に特有の事項を踏まえ策定した。

3. 預金等受入金融機関に係る検査マニュアルとの主な相違点

全体の構成について、保険会社の特有の事項を踏まえた主な相違点は以下のとおり。

保険契約者等保護の観点から、法令等遵守態勢に「保険募集管理態勢確認用マニュアル」を加えた。

将来にわたる収支予測を基に、保険契約締結時に将来の収入保険料及び支払保険金等の額を確定させるといった保険契約の特殊性から、これらのリスクの管理状況を確認するため「保険引受リスク」を新設した。

保険会社は多様な手段を用いた資産運用を行っていること、運用期間が長期であること等から、「不動産投資リスク」及び「(別紙)リバンス・マージン比率等に関する検査について」を新設するとともに、「市場関連リスク」、「信用リスク」及び「不動産投資リスク」の総論として「資産運用リスク」を設けた。

(注) 生命保険会社と損害保険会社については、保険会社として必要な法令等遵守及びリスク管理態勢等は基本的に差異はないことから同一のマニュアルとし、必要に応じ書き分けることとした。

4. 対象範囲

本検査マニュアル案は、本邦保険会社の海外拠点及び外国保険会社等(特定法人を含む)の在日拠点も含め、全ての保険会社に対する検査において用いることを予定している。なお、募集人・代理店及び保険仲立人を検査する際にも本マニュアルを踏まえることとなる。

(注)

- ・ 本マニュアル案においては、現在国会において審議されている保険業法改正案及びパブリック・コメントに付された省令の改正案等については盛り込んでいない。よって、今後これらの点について修文等がありうる。
- ・ 本パブリック・コメント終了後、頂いたご意見を踏まえ所要の作業を行い、速やかに検査官宛の通達として発出したうえ、発出日以降を検査実施日とする検査(7月1日以降実施する検査を予定)より適用することを予定している。なお、決算に係る事項については、通達発出以降最初の決算期である平成13年3月期から適用することを予定している。

・ 各マニュアル(案)のポイント

1. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト及び保険募集管理態勢確認用マニュアル

経営者の責任の下、営業推進に対する本社によるコンプライアンス機能・検査機能の発揮、募集人・代理店に対する指導・管理など、組織的な相互牽制の取

り組みにより、適正な募集態勢の確立が図られているかについて状況を確認するため「保険募集管理態勢確認用マニュアル」を加えた。

具体的には、業績評価等が営業優先となっていないか、コンプライアンス部門が営業から独立した役割を担っているか、営業拠点や募集人・代理店等に対する指導・管理、内部検査の実施及びこれにより把握された問題点の是正が本社の取組みにより実効性をもって行われているか、保険金詐欺等の回避や不適正な募集行為の排除及び、変額保険等の募集や転換契約に当たっての適切な説明に取り組んでいるか、等について確認することとした。

2. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

各リスクの管理に当たっては、保険契約は長期にわたるものが多いこと、保険金支払の発生時期の予測が困難であるなどの負債の特性を有していることから、負債の特性を考慮したリスク管理を行っているかについて確認項目として加えた。また、責任準備金などの適切性の確認という保険計理人の業務は、保険会社の財務の健全性及び保険契約者等保護の観点から重要であることから、保険計理人の業務の実効性を確保しているか等について確認することとした。

3. 保険引受リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

保険商品は、将来にわたる収支予測を基に、保険契約締結時に将来の収入保険料及び支払保険金等の額を確定させるといった特殊性を有することから、保険料設定時の予測に反して経済情勢や保険事故の発生率等が変動する事によるリスクについて、その管理のための態勢整備状況や保険商品毎の収支分析を行うこと等によるリスク把握・管理状況等を確認するため「保険引受リスク」を設けた。

また、責任準備金等及び支払備金については、これらは保険契約者等への保険金等支払原資となることから、その積立について法令等に則り適切に行っているか等を確認することとした。

4. 資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社は、多様な手段を用いた資産運用を行っており、また、保険契約は長期にわたるものが多いこと、巨大災害が発生し多額の保険金支払義務が生じる可能性があること等、支払義務の発生の予測が難しいという負債の特性を有している。これら保険会社特有の事情を勘案し、資産全体のリスク及び負債特性

を考慮した投資対象資産の選定・資金配分等のリスク管理を行っているかを確認するため、資産運用にかかる各リスクの総論として「資産運用リスク」を設けた。

5. 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

機関投資家として、最も基本的かつ重要なリスクコントロール手法はポートフォリオの構築そのものであることから、取締役会においてその特性を認識し、その上でポートフォリオの構築に関する基本的な考え方を明確にしているかを確認することとした。

6. 信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

保険会社は、その資産運用の一環として不動産投資を行っていることから、投資用不動産の査定基準について追加するとともに、融資部門において、保険本来の趣旨を逸脱するような保険契約獲得のための融資が行われていないか等、健全な融資態度の確立状況を確認することとした。

7. 不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

不動産投資は、一般的に一件当たりが巨額であり、また個別性が強く流動性に乏しいという他の資産とは異なるリスクを有していることから、これらの特性を踏まえたリスク管理の態勢整備状況を確認するため「不動産投資リスク」を設けた。

8. ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社における健全性の基準であり、本比率をもって早期是正措置の発動基準としていることから、その算定の適切性を検証する必要があるため「ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について」を設けた。

9. 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社は、通常安定した保険料収入が得られ、また資産を流動性の高い有価証券等を中心に運用しており資金繰りは容易であることから、基本的に大口解約、巨大災害発生時等の状況に応じた資産売却等によるキャッシュの調達方策等の策定状況を確認することとした。

10 . 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社にとって、損害調査事務及び保険金等支払事務は、公平・公正な保険金支払のために必要不可欠であることから、損害調査態勢及び保険金等支払管理態勢の整備状況を確認することとし、更に、具体的な事務の流れに沿って、損害調査事務及び保険金等支払事務の管理にあたっての留意すべき事項を、例示という形で掲載した。

11 . システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

新たな保険募集形態であるインターネットを使った保険募集について、保険契約者等の情報漏洩などの事故が発生しないよう管理態勢の整備を行っているか等を確認することとした。

* 平成 12 年 4 月 25 日 発表、ホームページ掲載

保険会社に係る検査マニュアル(案)に対するご意見等の公表について

平成12年4月25日付でパブリック・コメントに付した標記の件につきましては、5月25日をもってコメントを締め切らせていただき、お寄せ頂いたコメントをも踏まえ本日最終的な「保険会社に係る検査マニュアル」を通達として各検査官及び各財務(支)局に発出し、併せて公表いたしました。ご協力ありがとうございました。

お寄せ頂いたコメントの概要及びそれに対する考え方等は別紙の通りです。

コメントの概要	コメントに対する考え方
〔全般〕	
検査の初期段階に会計監査人の見解を直接確認する機会を設けるべき。(個人)	○会計監査人の見解については直接確認するよう盛り込んでいる(85 ページ II)。
〔基本的考え方等〕	
3 ページ 3 検査の際には生保会社の自主性を最大限尊重し、十分な意見交換を行うべき。(社団法人生命保険協会、個人) 検査に際しては機械的・画一的な運用に陥らないよう検査官に対し趣旨の徹底を図るべき。(損害保険労働組合連合会)	ご意見については本マニュアル案に盛り込んでいるところであり、検査官に対しても周知徹底を図っていきたいと考えている。
〔法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト関係〕	
10 ページ III-2 苦情等に対し、本社相談窓口を営業拠点から独立した消費者相談窓口として一本化し、早急かつ適切な対応を図るべき。(個人)	組織的対応の必要性に関しては、別途、受付・処理体制の整備、速やかな処理、本社への報告等の項目を盛り込んでいる(21 ページ II-4-(1)、(2))。
10 ページ III-2 営業拠点へ苦情申し出があった場合、処理の進捗状況を含め、統括本部への十分な報告が行われるべき。(個人)	別途、本社への報告の項目を盛り込んでいる(21 ページ II-4-(1)-②、(2))。
同上 保険契約は長期継続的契約であり、苦情に対応するため、契約に関する過去の証拠書類の保全を図るべき。(個人)	別途、契約保全・管理等の適切性確保の項目(18 ページ I-6-(3)-④)、苦情等に対する処理体制整備の項目(21 ページ II-4-(1)-①)を盛り込んでいる。
10 ページ III-2-(4)-③、20 ページ II-3-(1)-⑤、145 ページ II-3-(1)-① 刑罰法令に抵触している恐れのある事実についての警察等関係機関等への速やかな通報は、最優先で実施すべき契約者保護のための対応に際して、被疑者の拘束、黙秘権行使は有益とは言えない場合も出てくることから、極めて社会性が強い場合、再発や波及の懸念がある場合などに行うこととすべき。(社団法人日本損害保険協会)	刑罰法令への厳格な対応はコンプライアンスの基本であり、特に公共性を高く求められている保険会社にあつては速やかな通報が求められる。
10 ページ III-2-(7)、38 ページ I-2-(7) 独立した営業主体等においてやむを得ない理由により職場を離れる方策を採り得ない場合の対象に、保険代理店および外務員が含まれることを明確化すべき。(社団法人日本損害保険協会)	独立した営業主体等にはご指摘の募集形態が含まれているが、職場を離れる方策を採り得る場合には本方策の採用を慫慂するものであり、また第一段落の「職員(管理者、保険募集人を含む)」との平仄をとる観点から原案のままとする。
同上 代理店は保険会社の委託を受けて保険の募集を行う独立の事業者であり、自己の事務所を拠点として営業を行っていることから、職場を離れる方策の対象に馴染まないことを明確化すべき。(社団法人日本損害保険代理業協会)	ご指摘の募集形態においても本方策の採用を慫慂するものであるが、あわせて、やむを得ない理由により職場を離れる方策を採り得ない場合は事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているかを検証する旨を盛り込んでいる(本項後段)。
11 ページ IV-(3) 法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等	保険会社において法令等遵守状況の点検体制が

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>に対する責任追及は、対象となる法令等やそれに基づく責任が大きく異なることを踏まえるべき。(公認会計士)</p>	<p>機能しているかを検証するものであり、責任追及はそれぞれの根拠法令を踏まえることが前提である。</p>
<p>14 ページ V-4 重要事項に該当する項目が約款・証券に明示されるべき。(個人)</p>	<p>別途、契約内容、重要事項等の説明・表示・確認の項目(21～22 ページⅢ-(2)～(4))、契約者に十分理解を得られる表示・商品の特性に応じた表示などの項目(25～26 ページⅠ-(5)～(12)、28 ページⅡ-(5))を盛り込んでいる。</p>
<p>同上 消費者の混乱を招かないよう、広告等に保険会社の商号または名称が明示されるべき。(個人) 消費者が商品の基本的性格を知るためにも、パンフレット等に保険種類が明示されるべき。(個人)</p>	<p>別途、契約者に十分理解を得られる表示・商品の特性に応じた表示の項目を盛り込んでいる(25 ページⅠ-(5)、28 ページⅡ-(5))。</p>
<p>同上 他人の生命の保険契約においては、団体保険、個人保険を問わず、被保険者の意思確認に保険会社による相当の注意義務が尽くされるべき。(個人)</p>	<p>別途、他人の生命の保険契約に係る適切な募集行為、適正な契約確保の項目を盛り込んでいる(25 ページⅠ-(7))。</p>
<p>[保険募集管理態勢確認用マニュアル関係]</p>	
<p>全般 生命保険を巡り、転換契約など消費者とのトラブルや保険金詐欺事件が続発する背景には、生保会社の業績最優先の営業体制、法令遵守意識の欠如があることから、営業担当者が契約時の営業成績だけで評価される体制を改めるべき。(個人)</p>	<p>取締役、管理者等の法令遵守への理解・認識(17 ページⅠ-1、3、4)、業績評価・人事考課等への的確な反映(18 ページⅠ-5)を盛り込んでいる。</p>
<p>同上 生保会社、損保会社の法令遵守指導部門は、営業部門からだけでなく社内から一定の距離を置いたセクションとし、違反者には厳しい指導を行える社内体制と権限を持たせるべき。(個人)</p>	<p>コンプライアンス担当部門、検査部門の位置付け、営業推進部門に対する牽制確保等(17 ページⅠ-1、2、19 ページⅡ-1-(1)～(3))、抵触者等への責任追及(20 ページⅡ-3-(1)3-④、⑤)を盛り込むとともに、こうした態勢確立の責任を担う取締役に対し、別途、監査役会による経営監視の項目を盛り込んでいる(6 ページⅠ-3)。</p>
<p>17 ページ Ⅰ-2 営業推進・募集に関する規定等へのコンプライアンス担当部門による関与について、同部門がこうした規定を自ら作成することはほとんどないことから、リーガルチェック等の検証に止めるべき。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>規定が営業推進優先となることを牽制する上で、関与方法として作成、検証のいずれであるかを特定する必要はないと考える。</p>
<p>18 ページ Ⅰ-6-(3)-①、② 募集用の資料等に関して、損保会社においては、商品の多岐性やこれまでの各社の取組みを踏まえ、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェックの実施や、適切な指示・指導・研修のための専任部門の設置に限らず、別途の方策を認めるべき。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>募集用の資料等は、保険契約者が商品内容を理解し契約の是非を判断するための重要なツールであり、その適切性確保のため営業推進に影響されない方策を採ることは、保険契約者からは生保・損保の別を問わず行われるべきもの。なお、各保険会社での具体的方策は検査の際に検証することとなる。</p>
<p>18 ページ Ⅰ-6 営業拠点の独自パンフレットにおいて、例えば保険以外の契約についてあたかも保険会社が提携関係にあるかのような誤認を招く内容のものが本社の知らない</p>	<p>営業拠点及び保険募集人が独自に用いる募集用の資料に対する本社承認等の項目(18 ページⅠ-6-(3)-③)、別途他業制限への抵触の項目(13 ページ</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
うちに作成されるなどの事態が生じないよう、管理は厳重に行われるべき。(個人)	ジV-2-4)を盛り込んでいる。
19 ページ II-1(4)-① 検査部門による検査に加え、担当部門等が別途自主的な検査を行っている場合には、その基準・要領について検査部門の承認を得る必要はないと考える。(社団法人日本損害保険協会)	内部検査はコンプライアンス、リスク管理の柱であり、取締役会に直結し担当部門から独立した検査部門を中心に体系的に行われる必要がある。担当部門による検査であっても、その内容がコンプライアンス、リスク管理に資するものとなっているかを検査部門が検証することが必要。
19 ページ II-1(4)-③ 生保会社の支部・営業所に関しては、拠点数が多くまた主に保険募集人で構成されていることから、支社等が同等以上の頻度で検査を実施する方が法令遵守の実効性が上がると会社が判断する場合には、検査部門による検査が年1回以上行われていなくとも、検査の有効性確保の取組みや問題点の是正において同等の位置付け、実効性が確保されていれば認められるのか。(社団法人生命保険協会)	支部・営業所と支社等との間で適切な指揮・統括関係が構築されていることを実地に確認することは検査部門の重要な役割と考える。なお、支社等が支部・営業所に対する検査の主体となる場合は、十分な牽制機能の確保、有効性確保への取組み・問題点の是正における同等の位置付け・実効性の確保が必須と考える。
20 ページ II-2(2)-①、40 ページ III-1(7)、145 ページ II-2 検査結果について、特に問題点がないにもかかわらず取締役会への報告を義務付けても実効性が上がるか疑問であり、定例的な報告については取締役会等への報告で足りるとしても特に弊害はないと考える。(社団法人日本損害保険協会)	適切な内部検査の実施により会社の実態を客観的に把握することは、コンプライアンス、リスク管理の柱であり、検査で問題点が発見されても既に手後れであったといったことが生じないよう、経営主体である取締役会自身が、検査結果を通じ会社の実態を日頃からの的確に把握し、対応を議論する必要がある。
21 ページ II-4 苦情について本社で十分な原因調査を行い適切な対応が図られるべき。(個人)	受付・処理体制の整備、速やかな処理、本社への定期的な報告とともに、保険契約者の利益が著しく阻害される事項については定期報告を待たずに本社へ速やかに報告する旨盛り込んでいる(21 ページII-4(1))。なお、報告先としてコンプライアンス担当部門を追加する。
21 ページ III 保険契約者の本人の契約意志確認、実在の確認のため、住民票の住所に保険証書を本社から直接送付する等によりチェックする体制が求められるべき。(個人)	保険証書の本社直接送付(21 ページIII-(1))とともに、別途、他人の生命の保険契約に係る適切な募集行為、適正な契約確保の項目を(25 ページI-(7))盛り込んでいる。
同上 保険の不正受給防止には、火災保険のように告知書によって他社契約の有無を告知させることが、生命保険・傷害保険・医療保険でも有効と思われる。(個人) 契約期間中の契約者、受取人の変更による契約内容登録制度のチェック回避などを踏まえた対応が図られるべき。(個人)	不正な保険契約発生の防止の項目を盛り込んでいる(21 ページIII-(1))が、ご指摘の内容は、先ず、保険業界、保険会社自身において検討されるべきもの。
同上 現状の申込書は差入方式が一般的であり、契約後、証書を受け取るまでの間に契約内容を確認できないことから、保険契約者の手元に申込書控えが残るシステ	契約書の方式は、先ず、保険業界、保険会社自身において検討されるべきもの。なお、契約保全・管理等の適切性の項目を盛り込んでいる(18 ページ

コメントの概要	コメントに対する考え方
ムとし、また、その他の交付書面は少なくとも契約終了まで保存されるようにすべき。(個人)	I-6-(3)-(4)。
<p>同上</p> <p>まず重要事項説明書を作成し、消費者に書面を読み上げて説明した上で該当箇所のチェックをし、消費者にその書面を交付すべき。(個人)</p>	<p>契約内容、重要事項等の説明・表示・確認の項目を盛り込むとともに(21～22 ページⅢ-(2)、(3))、別途、契約者に十分理解を得られる表示・商品の特性に応じた表示の項目を盛り込んでいる(25 ページ I-(5)、28 ページⅡ-(5))。なお、説明の具体的方法を規定することは、保険検査マニュアルの範疇を超えるもの。</p>
<p>同上</p> <p>転換契約のトラブル等に鑑み、不招請勧誘の場合、顧客に迷惑を及ぼす勧誘販売は禁止されるべき。本来、保険契約においても不招請勧誘は禁止されるべき。(個人)</p>	<p>不適切な募集行為を排除する項目を盛り込んでいる(21 ページⅢ-(2)、24 ページ I-(4)、28 ページⅡ-(4))。不招請勧誘の一律禁止は、結果として道徳的危険の高い保険契約者の相対的増加により保険料の高騰など善良な契約者の利益を侵害するおそれもあり、慎重な検討が必要。</p>
<p>22 ページ Ⅲ-(3)-①</p> <p>保険業法施行規則に基づく対応で適正な保険契約確保は十分図られており、その他の場合に保険契約者の確認印を取り付ける必要はないと考える。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>法令及び事務ガイドラインを踏まえた対応が行われているかを検証するものである。</p>
<p>22 ページ IV、164 ページ V-1-(5)</p> <p>インターネット募集においても、書面による申込み、保険約款等の申込前交付、適切な本人確認など、適切な対応が図られるべき。(個人)</p>	<p>当該項目において盛り込んでいる。</p>
[保険募集管理確認用マニュアル・別表関係]	
<p>24 ページ ～</p> <p>現状の複雑な商品による大規模な販売合戦は消費者に混乱をもたらしており、従来の保険に比べて著しく優良であるかのような表現は回避されるべき。(個人)</p>	<p>別途、保険契約に関する表示について契約者に十分理解を得られる表示・商品の特性に応じた表示の項目を盛り込んでいる(25 ページ I-(5)、28 ページⅡ-(5))。</p>
<p>27 ページ I-(13)-⑨</p> <p>「支払い処理関係」「貸付処理関係」について回避、是正に努めるべきことは「支払処理遅延」「貸付処理遅延」と理解してよいか。(社団法人生命保険協会)</p>	<p>ご意見を踏まえ修正する。</p>
[リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)関係]	
<p>36 ページ I-1-(11)-①、43 ページ I-1-(4)-②</p> <p>保険計理人の意見書等について、どのような場合においても外部の会計監査人あるいは独立アクチュアリー(コンサルタント)による相互検証を求めるべき。(個人)</p>	<p>○リスク管理をどのような手段で行うかは各社の経営判断であり、検査マニュアルで一律に定めるべきものではない。</p>
<p>同上</p> <p>○「独立」とは、「無関与」あるいは「非所属」という意味ではなく、「収益管理部門・商品開発部門の責任者ではない」との理解でよいか。(社団法人生命保険協会)</p>	<p>○責任者でなかったとしても、当該責任者の指揮監督下にある場合は「独立」していないと考えられる。</p>
<p>同上</p> <p>取締役会が保険計理人の業務を検証することでその適切性が確保されると考えるがどうか。(社団法人日本アクチュアリー会、社団法人生命保険協会、個人)</p>	<p>取締役会が保険計理人の業務を検証することについては、当該業務が専門性の高い業務であることに鑑み、適切な手続き・十分な実効性確保が不可欠であり、手続きの適切性・検証の実効性について</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
	ては検査の際に確認することとなる。
36 ページ I-1-(11)-①、②、47 ページ II 生保会社と損保会社では保険計理人の業務範囲が異なることを明確化すべき。(社団法人日本損害保険協会)	○ご意見を踏まえ修正する。
36 ページ I-1-(11)-②、48 ページ I-1-(4)-②、③ 取締役会が保険計理人の指示に無条件で従うことを求めるような文言は不適當。(個人)	○ご意見を踏まえ修正する。
36 ページ I-1-(12)-④ 監査役会が独立の立場にある会計監査人を「活用」との表現は不適當。(公認会計士)	監査役会等がその職務の実効性を確保するため、会計監査人や法律事務所等の外部監査人などを活用する必要があると考える。
39 ページ II-3 外部監査が、会計監査人による監査を意味するのであれば、「不断に検証」との文言を削除すべき。(公認会計士)	リスク管理上、会計監査人や法律事務所等の外部監査人を活用し不断に検証を行う必要があると考えている。
40 ページ III-1-(3)-(3) ○内部監査担当者を現地法人に設置することは、現地法制、監督規制に反する可能性があることから、現地法人には適用されないと理解してよいか。(社団法人生命保険協会) ○保険会社の海外営業拠点の規模・形態・リスク状況を踏まえると、一律に内部監査担当者を設置することは、経営効率の観点から現実的ではないのではないか。(社団法人日本損害保険協会)	親会社が、現地法人に対し親会社の職員である内部監査担当者を設置することまで意味しているものではない。なお、相応の規模を有する海外営業拠点においては、それに見合った内部監査担当者による適切な内部管理を行う必要があると考える。
41 ページ III-2 ○「内部管理体制」には保険計理人のリスク管理の役割に関する事項も含むと理解してよいか。(個人)	○ご意見の通りである。
[保険引受リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル関係]	
43 ページ I-1-(4)-① リスク管理の観点からの牽制態勢や社内規則等の仕組みが整っていれば、保険引受リスク管理部門が収益管理部門・商品開発部門から独立していなくともよいのか。(社団法人生命保険協会)	本マニュアル案においても明記している通り、相互牽制機能が確保されていることが肝要。なお、その実効性については検査の際に検証することとなる。
同上 ○収益管理とリスク管理は表裏一体であり、これを同一部署で行う方がより効率性、実効性を確保できるのではないかと。(個人)	両者は利益相反の関係となるため、相互牽制機能の確保を求めているものであり、リスク管理部門において収益の状況を分析・把握することを妨げるものではない。
44 ページ I-1-(6) ○取締役会は、保険計理人より保険引受リスクが会社の収益に与える影響についても意見聴取すべき。(個人)	検査マニュアルにおいて、法令で定められている保険計理人の業務範囲を拡大することはできない。なお、本マニュアル案においては当該事項について保険引受リスク管理部門が検討しているかを検証することとしている。
44 ページ II-2-(1)-(1) 保険の団体性から、危険団体ごとすなわち保険種目ごとに保険引受リスクを把握するのが合理的。(社団法人日本損害保険協会)	○リスク管理上、料率設定の最小単位ごとに収支状況を把握する必要があると考えている。
45 ページ II-2-(1)-(4)	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>リスク管理部門が、一件一件の契約について料率の妥当性をチェックすることは現実的でない。また、認可された範囲内で運用されている個別契約の料率の妥当性等は保険会社の裁量で判断すべき事項であり当局の検査対象とすべきでない。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>一件一件の契約をチェックすることまでを想定していない。また、本マニュアル案は、自己責任原則に基づく保険会社自身のリスク管理状況について、検査でチェックすることを前提としている。</p>
<p>46 ページ II-4-(1)、49 ページ I-2-(1)-①、② 「適切に」とは「法令等に則ること」と理解して良いか。(社団法人生命保険協会)</p>	<p>ご意見の通りの趣旨であり、明確化を図るため「適切に」を削除する。</p>
<p>47 ページ II 責任準備金等及び支払備金について、その積立の正確性のみならず「適正性」の検証も行うべき。(個人)</p>	<p>ご意見を踏まえ、また文言の統一の観点から「正確性」を「適切性」に修正する。</p>
<p>48 ページ I-1-(4)-① 「意見書等」とは「意見書その他附属報告書等関連資料」と理解してよいか。(社団法人生命保険協会)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「意見書、附属報告書及びその他の参考資料」と修正する。</p>
<p>49 ページ I-3-(1)、(2) 監査役、監査役会のみではなく会計監査人にも責任準備金等及び支払備金に対する監査を求めるべき。(個人)</p>	<p>会計監査人については、51 ページⅢ-2に盛り込んでいる。</p>
<p>50 ページ II-2-(3) 「社員に対する剰余金」には「契約者配当」も含まれるとの理解でよいか。(社団法人生命保険協会)</p>	<p>ご意見の通りであり、「剰余金の分配」の次に「又は契約者配当」を加える。</p>
<p>51 ページ Ⅲ-2 会計監査人の検証を求める場合を限定すべきではない。(個人)</p>	<p>ご意見を踏まえ修正する。</p>
<p>同上 外部監査について、ここでは会計監査人監査のみを想定しているのであればその旨明確にすべきではないか。(公認会計士)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「監査を」を「会計監査人の監査を」に修正する。</p>
<p>[資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト関係]</p>	
<p>全体 資産運用リスクの管理に関して保険計理人の関与を明記すべき。(個人)</p>	<p>検査マニュアルにおいて、法令で定められている保険計理人の業務範囲を拡大することはできない。なお、保険計理人が資産運用リスクの管理業務を行うことを妨げるものではない。</p>
<p>同上 不動産証券化商品につき、新しい商品ゆえ混乱を避ける意味でリスク管理上の考え方を明示すべき。(個人)</p>	<p>本マニュアル案では、個別商品のリスク管理について具体的な手法を示すというアプローチはとっていない。なお、I-1-(6)においてリスク管理上の考慮なく安易に新商品を導入していないかを検証することとしている。</p>
<p>53 ページ I-1-(4)-(4) 収益管理とリスク管理は一体の関係であり、資産運用リスク管理部門を収益管理部門から独立させる必要はない。また、保険会社の資産規模、運用体制に鑑みても不適切。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>両者は利益相反の関係となるため、相互牽制機能の確保を求めているものであり、リスク管理部門において収益の状況を分析・把握することを妨げるものではない。</p>
<p>54 ページ I-2-(1)-(1) リスク管理関連規定の全てを取締役会等で承認することは不要かつ非現実的である。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>リスク管理は経営上極めて重要な事項であり、リスク管理関連の規定には当然取締役会等が責任を持つべき。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
54～56 ページ II-1-(1)-(1)、II-2-(1)-(1)、II-2-(2)-(2) 連結ベースでのリスク管理では、連結対象の規模・特性に応じて対象を絞り込んでも合理的かつ有効であれば認められるか。信用リスクも同様か。(社団法人生命保険協会)	合理的かつ有効であれば不適切とするものではない。信用リスクも同様。
55 ページ II-1-(3)-(3) 有価証券の信用リスクを格付で判断することは合理的であるため、さらに実質的な信用リスクを検討する必要はない。(社団法人日本損害保険協会)	格付が信用リスクを反映していない可能性のある有価証券等(クレジットリンク債等)については実質的なリスクの検討が必要。
[市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト関係]	
61 ページ II-1-②-(2) 生保会社の資産運用は、負債特性に鑑み長期的視点に立つべきであり、必ずしも高い頻度でリスクの把握を行う必要性はない。(社団法人生命保険協会)	保険会社における市場関連リスクの管理は、通常、そのリスク量等から考えて預金等受入金融機関と同等あるいはより厳重に行うべきと考えているが、その手法、頻度等は各保険会社の規模や特性に応じた十分なものであれば不適切とするものではない。
73 ページ II-2-(2)-(10)-①-(ロ) 店頭デリバティブの価格算定についてだけ外部監査人のチェックが必要な理由は何か。一般的な表現と整合性を取るためには削除すべき。(公認会計士)	当該項目は公正性を確保するための例示である。店頭デリバティブの価格算定には恣意性の働く余地もあるため、その公正性を確保することが特に重要である。
[信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト関係]	
80 ページ II-1-(2) 新商品、新規業務の導入に当たってのリスクの評価結果は、必ずしも全て取締役会に報告を要するものではないと理解しているがよいか。(社団法人生命保険協会)	ご意見の通りであり、趣旨を明確にするため「取締役会等及び資産運用リスク管理部門に報告し、」に修正する。
81 ページ II-3-(2)、(3) 与信監査部門、リスク管理部門の専担の体制については、国際統一基準適用金融機関並の基準とするのは不適切。(社団法人日本損害保険協会)	信用リスクの適切な管理の観点から、与信監査部門及びリスク管理部門は融資部門等に対して相互牽制機能を確保する必要がある。
81 ページ II-4-(1) 問題債権を管理・回収する部門を専担の体制にすることは極めて非効率であり、他の部門と利益相反が生じる可能性が少ないことから、必ずしも専担の体制である必要はないのではないか。(社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会)	ご意見を踏まえ、「専担の体制となっていることが望ましい。」に修正する。
85 ページ 信用リスクに関する検査について(冒頭) 信用格付の整備とこれを前提にした信用リスクの計量化を銀行と同水準で求めることは不適切。(社団法人日本損害保険協会)	信用格付は原則必要であると考えているが、保険会社の規模等により合理的な理由があれば行わなくとも差し支えないものとしている。なお、信用リスクの計量化は、各項目においてすでにベストプラクティスとしている。
90 ページ 別表1、1-(1)(オフバランス項目、信用格付) オフバランス項目の自己査定、及び信用格付を行わなくとも差し支えない場合が明確でないため例示すべき。(公認会計士)	○各保険会社を取り扱っているオフバランス取引及び債権の規模(リスク量等)によって判断すべき事項である。
95 ページ 別表1-(3)-⑤、104 ページ 別表1-(7)-1-	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>④-ハ(破綻先) 平成12年4月1日で和議法、特別和議法は廃止され(経過措置あり)、新たに民事再生法が施行されているため、例示にその旨を追加したほうがよいのではないか。(公認会計士)</p>	<p>現在のマニュアル案においても読めると考えている。</p>
<p>105 ページ 別表 1-(11)(連結対象子会社に対する債権) 「連結対象子会社」との表現は一般的ではなく、連結の対象となりうる子会社なのか、連結の対象となった子会社なのか明確でない。(公認会計士)</p>	<p>一般の債務者と比較して、連結対象子会社や関連ノンバンクはより実態を把握した上で債務者区分及び分類を行うべきものとの趣旨で用いたものである。</p>
<p>107 ページ 別表 2-(3)-①、108 ページ 別表 2-(4)-①(分類対象外株式、分類対象外外国証券) 有価証券について、インサイダー規制との関係や、低価格による評価額は市場における処分可能な価格であることなどから、債務者区分との整合性を図る必要はない。(個人)</p>	<p>会社として統合的なリスク管理が適切に行われた結果、債権の債務者区分との整合性が図られることとなると考えている。</p>
<p>110 ページ 別表 3-(2)-①、②(営業用動産・不動産、投資用不動産) 一物件で営業用と投資用の2つの用途で利用している場合、2つの基準で、別々に分類されることとなり現実的でない。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>リスク管理上、用途が混在しているビルを、自己の基準において「営業用」と「投資用」に明確に区分することが必要。</p>
<p>同上 投資用不動産についてはIV分類の対象となる可能性のあるものとして「少なくとも売却予定のもの」と記載しているが、営業用不動産には記載がない。取扱いを統一すべきではないか。(公認会計士)</p>	<p>預金等受入金融機関の所有動産・不動産と同様の取扱いとしたものである。</p>
<p>111 ページ 別表 3-(3)(ゴルフ会員権) 「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」では、ゴルフ会員権についても必要な場合減損処理を行うこととされているので、これに対応すべきではないか。(公認会計士)</p>	<p>企業会計審議会の意見書に基づく金融商品の時価評価を保険会社に適用することについては、現在結論が出ていないため盛り込んでいない。</p>
<p>112 ページ 別表 3-(6)、(8)、(9)(外国代理店貸、外国再保険貸、代理業務貸) 海外の保険関係債権を財務状況に基づき分析することは実務上困難であるため、簡易な基準を記載してほしい。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>個々の取引先の財務状況に基づき自己査定を行うことが原則と考えている。</p>
<p>[別紙]ソルベンシー・マージン比率等に関する検査関係]</p>	
<p>137 ページ III 会計監査人は会計帳簿等の記録を監査証拠として監査意見を表明するため、会計帳簿以外のものから誘導されるソルベンシー・マージン比率について予想を基に認識を一致させることは困難。(公認会計士)</p>	<p>本項目は、ソルベンシー・マージン比率の前提となる追加償却・引当、責任準備金等及び支払備金の追加積立を行った結果、翌決算期に当該比率がどの程度の水準になるか会計監査人も認識すべきであるとの趣旨である。</p>
<p>[事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト関係]</p>	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>148 ページ Ⅲ-3-(1)-⑤ 損害調査の実施状況については、代表取締役ではなく担当取締役に報告し、その中で経営に重大な影響を与える問題については取締役会に報告する形態とすべき。(社団法人日本損害保険協会)</p>	<p>所管部門を超えて対応を行う必要がある場合にその対応を迅速に行えるのは、包括的権限を有する代表取締役にしかないということを重視したものである。ただし、代表取締役が構成員となっている取締役に直接報告するという形態を採っても、当然に当該項目の趣旨を満たしていると考えている。</p>
<p>153 ページ Ⅳ-3-(1) 生保会社においては、保険事故の事実の確認は請求手続きがなされた後に行っているため、本規定の「請求手続処理遅延」は、当該確認自体に遅延(確認処理遅延)を起こさないよう留意しているか、との意味と理解してよいか。(社団法人生命保険協会)</p>	<p>ご意見の通りの趣旨であり、明確化を図るため「請求手続後確認処理遅延」に修正する。</p>
<p>[システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト関係]</p>	
<p>164 ページ Ⅴ-1-(5)-③ インターネットによる保険募集の際、個人情報の管理として、電磁波による情報漏洩対策を求めるべき。(個人)</p>	<p>情報漏洩対策の必要性については当該項目に盛り込んでいる。なお、各保険会社のリスクに応じた具体的・技術的な対策については、検査において検証することとなる。</p>

(注)本表において、ページ数は4月25日に公表した「保険会社に係る検査マニュアル(案)」による。

(参 考)

保険業法施行規則等の改正に伴う修正

保険業法施行規則及び事務ガイドラインの改正(5月12日付)に伴い、マニュアル案より以下のとおり修正ないし追加を行った。

[保険募集管理態勢確認用マニュアル関係] (「別表」を含む)

保険契約者に対する書面交付、死亡保険等契約時の保険金額妥当性の確認・「契約内容登録制度」の利用等、及び共同保険契約等の保険会社等誤認防止に関して、所要の修正ないし追加を行った。

[信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル]

新たに債権区分ごとの開示を義務付けたことに伴い、債権区分の定義付けや債務者区分と債権区分の関係の明確化等を行った。

「保険会社に係る検査マニュアル」通達の発出について

金融監督庁では、検査官が保険会社を検査する際の手引書(マニュアル)を整備するため、昨年11月、検査部内に「保険検査マニュアルワーキング・グループ」を設置し、検討を重ねてきました。

本年4月、その成果を「保険会社に係る検査マニュアル(案)」として公表した後、当該ワーキング・グループにおいてパブリックコメントとして頂戴したご意見等をも踏まえて再度検討を行った上で、本日、「保険会社に係る検査マニュアル」通達として検査官宛に発出することとなりました。

なお、本通達は、本邦保険会社の海外拠点及び外国保険会社等(特定法人を含む)の在日拠点も含め、全ての保険会社を対象として、本年7月1日以降に実施する検査について適用します。ただし、資産査定、償却・引当等決算処理に係る事項については、本年7月1日以降に行われる決算処理に係る検査について適用します。

「保険会社に係る検査マニュアル」通達の概要

金融監督庁においては、検査官が保険会社を検査する際の手引書(マニュアル)を整備するため、先般、保険検査マニュアルワーキング・グループにおけるとりまとめ案をパブリックコメントに付したところであるが、今般、寄せられたご意見等を基に当該ワーキング・グループにおいて検討を行い、最終的な「保険会社に係る検査マニュアル」を策定したことから、通達として各検査官及び各財務(支)局に発出するとともに公表することとした。

I. 概要

1. 目的

保険会社に係る検査マニュアルを整備・公表することにより、金融監督庁の検査監督機能の一層の向上を図るとともに、保険会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する。

2. 基本的考え方

本検査マニュアル案の策定に当たっては、保険検査は保険会社自身における業務の健全性及び適切性の確保と、市場規律による監視を補強するためのものであるとの考え方を基本に、

①自己管理型への転換(検査は、保険計理人を含む保険会社自身の内部管理と会計監査人等による厳正な外部監査を前提として、内部管理・外部監査態勢の適切性を検証するプロセス・チェックを中心とする)

②リスク管理重視の検査への転換

に重点を置いている。また、グローバル・スタンダードを念頭に、保険監督者国際機構(IAIS)における議論等をも勘案している。

このような基本的考え方は、昨年策定した「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」と同様であり、従ってチェックリストは預金等受入金融機関に係る検査マニュアルを基に、保険会社に特有の事項を踏まえ策定した。

3. 預金等受入金融機関に係る検査マニュアルとの主な相違点

全体の構成について、保険会社の特有の事項を踏まえた主な相違点は以下のとおり。

① 保険契約者等保護の観点から、法令等遵守態勢に「保険募集管理態勢確認用マニュアル」を加えた。

② 将来にわたる収支予測を基に、保険契約締結時に将来の収入保険料及び支払保険金等の額を確定させるといった保険契約の特殊性から、これらのリスクの管理状況を確認するため「保険引受リスク」を新設した。

③ 保険会社は多様な手段を用いた資産運用を行っていること、運用期間が長期であること等から、「不動産投資リスク」及び「(別紙)ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について」を新設するとともに、「市場関連リスク」、「信用リスク」及び「不動産投資リスク」

の総論として「資産運用リスク」を設けた。

(注)生命保険会社と損害保険会社については、保険会社として必要な法令等遵守及びリスク管理態勢等は基本的に差異はないことから同一のマニュアルとし、必要に応じ書き分けた。

4. 対象範囲

本検査マニュアルは、本邦保険会社の海外拠点及び外国保険会社等(特定法人を含む)の在日拠点も含め、全ての保険会社に対する検査において用いるものである。なお、募集人・代理店及び保険仲立人を検査する際にも本マニュアルを踏まえることとなる。

5. 適用時期

本マニュアルについては、本年7月以降実施する検査より適用する。なお、決算に係る事項については、通達発出以降最初の決算期である平成13年3月期から適用する。

(注)企業会計審議会の意見書に基づく金融商品の時価評価を保険会社に適用することについては、現在結論が出ていないため本マニュアルには盛り込んでいない。今後、結論が出た段階で所要の改正を行う予定。

II. 各マニュアル(案)のポイント

1. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト及び保険募集管理態勢確認用マニュアル

経営者の責任の下、営業推進に対する本社によるコンプライアンス機能・検査機能の発揮、募集人・代理店に対する指導・管理など、組織的な相互牽制の取り組みにより、適正な募集態勢の確立が図られているかについて状況を確認するため「保険募集管理態勢確認用マニュアル」を加えた。

具体的には、①業績評価等が営業優先となっていないか、②コンプライアンス部門が営業から独立した役割を担っているか、③営業拠点や募集人・代理店等に対する指導・管理、内部検査の実施及びこれにより把握された問題点の是正が本社の取組みにより実効性をもって行われているか、④保険金詐欺等の回避や不適正な募集行為の排除及び、変額保険等の募集や転換契約に当たっての適切な説明に取り組んでいるか、等について確認することとした。

2. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)

各リスクの管理に当たっては、保険契約は長期にわたるものが多いこと、保険金支払の発生時期の予測が困難であるなどの負債の特性を有していることから、負債の特性を考慮したリスク管理を行っているかについて確認項目として加えた。また、責任準備金などの適切性の確認という保険計理人の業務は、保険会社の財務の健全性及び保険契約者等保護の観点から重要であることから、保険計理人の業務の実効性を確保しているか等について確認することとした。

3. 保険引受リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

保険商品は、将来にわたる収支予測を基に、保険契約締結時に将来の収入保険料及び支払保険金等の額を確定させるといった特殊性を有することから、保険料設定時の予測に反して経済情勢や保険事故の発生率等が変動する事によるリスクについて、その管理のための態勢整備状況や保険商品毎の収支分析を行うこと等によるリスク把握・管理状況等を確認するため「保険引受リスク」を設けた。

また、責任準備金等及び支払備金については、これらは保険契約者等への保険金等支払原資となることから、その積立について法令等に則り適切に行っているか等を確認することとした。

4. 資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社は、多様な手段を用いた資産運用を行っており、また、保険契約は長期にわたるものが多いこと、巨大災害が発生し多額の保険金支払義務が生じる可能性があること等、支払義務の発生の予測が難しいという負債の特性を有している。これら保険会社特有の事情を勘案し、資産全体のリスク及び負債特性を考慮した投資対象資産の選定・資金配分等のリスク管理を行っているかを確認するため、資産運用にかかる各リスクの総論として「資産運用リスク」を設けた。

5. 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

機関投資家として、最も基本的かつ重要なリスクコントロール手法はポートフォリオの構築そのものであることから、取締役会においてその特性を認識し、その上でポートフォリオの構築に関する基本的な考え方を明確にしているかを確認することとした。

6. 信用リスクに関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル

保険会社は、その資産運用の一環として不動産投資を行っていることから、投資用不動産の査定基準について追加するとともに、融資部門において、保険本来の趣旨を逸脱するような保険契約獲得のための融資が行われていないか等、健全な融資態度の確立状況を確認することとした。

7. 不動産投資リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

不動産投資は、一般的に一件当たりが巨額であり、また個別性が強く流動性に乏しいという他の資産とは異なるリスクを有していることから、これらの特性を踏まえたリスク管理の態勢整備状況を確認するため「不動産投資リスク」を設けた。

8. ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について

ソルベンシー・マージン比率は、保険会社における健全性の基準であり、本比率をもって早期是正措置の発動基準としていることから、その算定の適切性を検証する必要があるため

「ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について」を設けた。

9. 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社は、通常安定した保険料収入が得られ、また資産を流動性の高い有価証券等を中心に運用しており資金繰りは容易であることから、基本的に大口解約、巨大災害発生時等の状況に応じた資産売却等によるキャッシュの調達方策等の策定状況を確認することとした。

10. 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

保険会社にとって、損害調査事務及び保険金等支払事務は、公平・公正な保険金支払のために必要不可欠であることから、損害調査態勢及び保険金等支払管理態勢の整備状況を確認することとし、更に、具体的な事務の流れに沿って、損害調査事務及び保険金等支払事務の管理にあたっての留意すべき事項を、例示という形で掲載した。

11. システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

新たな保険募集形態であるインターネットを使った保険募集について、保険契約者等の情報漏洩などの事故が発生しないよう管理態勢の整備を行っているか等を確認することとした。